令和3年度 府省及び関係団体 陳情書

(社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合)

くデジタル庁 陳情書>

- 1. 政府が進めるデジタル化については、視覚障害者のアクセシビリティにも配慮したうえでの施策を講じること。
- 2. ネットバンキングや各種サイトへの登録の際、ワンタイムパスワードや画像認証等、画像が介在する方式において、視覚障害者が単独でも手続きを完結できるように配慮されたシステム構築を促すよう指導すること。
- 3. 令和3年9月1日に創設予定のデジタル庁に、「視覚障害者ICT社会自立推進環境整備局(仮称)」というような施策推進局を設置すること。

<金融庁 陳情書>

- 1. 視覚障害者に配慮したATMを導入するよう指導すること。
- 2. 今後ますます進むキャッシュレス社会から視覚障害者が取り残されないよう、国は、視覚障害者が利用しやすいキャッシュレスの利用方法を開発し、その普及を図ること。
- 3. 署名等を自署できない視覚障害者が保険の契約や金融機関での取引を行う場合、本人の意思を適切に確認したうえで、親族以外の第三者による署名等の代筆を認めるルールや制度を整備すること。

<消費者庁 陳情書>

1. 視覚障害者を含めた消費者の食の安全・安心を守るために、食品のパッケージに記載されている情報をQRコードまたはその他の方法で読み取りができるようにすること。その際、QRコードの位置は、触ってわかるようにすること。

〈日本小売業協会 陳情書〉

【視覚障害者に配慮した各種機器・装備等の導入・普及の促進】

- 1. 視覚障害者にも扱いやすい音声出力機能、拡大表示機能、ボタン等を備えたキャッシュレス端末、セルフレジ、ATMの導入・普及を図ること。
- 2. 飲食店等での注文システムにおいて、音声出力を手がかりに操作できるタッチパネル機器の導入・普及を図ること。
- 3. 飲食店において、誰にでも見やすい文字サイズのメニューや点字の メニューを装備すること。

【人的サポートその他】

- 4. キャッシュレス化・セルフレジ化したスーパー・コンビニ等において、視覚障害者が一人でも利用できるよう支援者を配置するとともに、 店員対応のレジを残すこと。
- 5. 百貨店やスーパー、各種量販店やコンビニ等に、買い物サポーターを 常駐させること。
- 6. タッチパネルでの注文システムを導入している飲食店において、店 員を通して注文できるようにすること。
- 7. 今後ますます進むキャッシュレス社会から視覚障害者が取り残されないよう、視覚障害者が利用しやすいキャッシュレスの利用方法を開発し、その普及を図ること。